石岡市マスコットキャラクター使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は，石岡市が権利を所有する石岡市公認マスコットキャラクター（以下，「キャラクター」という。）の適正な使用を確保し，その普及を促進する為に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(１)　キャラクター　市のイメージアップ，認知度向上を目的とし認定された「いしおか恋瀬姫」（いしおかこいせひめ）「嗜みうさぎモモア」（たしなみうさぎももあ）「満喫うさぎカイ」（まんきつうさぎかい）をいう。

(２)　商品　販売を目的として製造された製品（そのパッケージを含む。）及びそれに準ずるものをいう。

(３)　景品　商品の販売促進等を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

(４)　広告　商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

（キャラクターに関する権限）

第３条　キャラクターに関する商標権，著作権は，石岡市に帰属する。

（使用承認の申請）

第４条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は，使用開始前に石岡市長（以下，「市長」という。）に対して，「石岡市マスコットキャラクター使用承認申請書・使用承認（否認）書（様式第１号又は２号。以下「使用承認書」という。）」を提出し，その承認を得なければならない。

２　キャラクターの商用利用を行う場合，前項の使用承認書のほか「通常使用権許諾契約書」及び「著作物利用に関する契約書」を締結しなければならない。

３　次の各号に掲げるものが，キャラクターを商用利用以外の目的で使用しようとする場合は，使用目的等の詳細を事前に秘書広聴課に対し連絡をおこない，あらかじめ了承を得ることで，使用承認書の提出を省略することができる。

市長は，次の各号にかかげるにものに対し利用実績等の提出を後日求めることができるものとする。

（１）国又は，地方公共団体が使用するとき

（２）学校教育法第１条に規定する学校が教育の目的で使用するとき

（３）新聞，テレビ，雑誌等，報道関係機関が報道目的に使用するとき

（４）その他，市長が適当と認めるとき

（使用承認基準）

第５条　市長は，前条の申請書を受理した場合はその内容を審査する。審査の結果，使用を承認するときは，承認番号を付してキャラクター使用承認書を交付するものとする。

２　キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は，これを承認しないものとする。

（１）石岡市のＰＲという趣旨に反する恐れがある場合

（２）石岡市の品位を傷つけ，又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

（３）特定の政治，思想，宗教の活動に利用される恐れのある場合

（４）特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合

（５）不当な利益を得るために利用される恐れのある場合

（６）石岡市の事業又は石岡市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

（７）キャラクターの使用上の遵守事項を守らない等，正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合

（８） 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

（９） その他，承認することが不適当と認められる場合

（使用承認後の手続き）

第６条　市長の承認を得てキャラクターを使用した場合，キャラクターを使用した対象物が完成した段階で市長へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。

（使用上の遵守事項）

第７条　使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）いしおか恋瀬姫は，原則として単体での利用とし，他の２体と組み合わせた利用はできない。

（２）キャラクターの利用は，承認された内容にのみ使用すること。

（３）ＪＡＳ法，景品表示法，食品衛生法その他各種法令を遵守すること。

（４）キャラクターデザインの改変等をしないこと。

（５）キャラクターのデザインに商標権，意匠権その他の権利を設定しないこと。

（６）当該使用に係る物品の使用に当たり，事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（承認の取消し）

第８条　市長は，キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は，承認を取り消すことができる（様式第３号）。取り消されたものはその対象物を使用してはならない。

２　市長は，前項の規程により承認を取り消された者に対して，当該承認に係る物品の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

（損失補償等の責任）

第９条　取消し等に伴う使用物品の回収，費用等の一切は，使用者の負担とする。

（使用料等）

第10条　使用承認を受けたものに対するキャラクター使用料は無料とする。

（使用期間）

第11条　キャラクターの使用期間は，使用承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。期間満了後は再度，第４条第１項及び第２項に定める承認申請並び契約書を事前に提出し，その承認を受けるものとする。

（無断使用への対応）

第12条　第４条の承認を受けないで，キャラクターが使用された場合，市長はその無断使用者に対して，使用物件の回収及び損害賠償を求めるなど厳正な措置をとることができる。

（使用に起因する問題）

第13条　キャラクター使用に起因する問題が生じた場合には，使用者が速やかに対処するものとし，石岡市は一切の責任を負わないものとする。

（補足）

第14条　この規程に定めのない事項が生じたときや，この規程の解釈について疑義を生じたときは，協議の上解決する。

附則

本規程は，平成２８年４月１日から施行する。